

基発0217第3号
職発0217第1号
平成26年2月17日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公印省略)
職業安定局長
(公印省略)

「福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年3月24日付け基発0324第1号・職発0324第9号）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成26年厚生労働省告示第30号）が告示された。

その内容は下記のとおりであるので、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。ただし、申請によって、さらに納期限等を延長することも可能であることから、その具体的な取扱いについては別途通知する。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、下記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会するよう教示されたい。

記

福島県の一部市町村（別表参照）に所在地を有する事業主等に係る労働保険料等及び当該地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納期限等は、平成23年3月11日から平成26年3月30日までにその期限が到来するものについて、平成26年3月31日とすること。

○平成26年3月31日を延長後の納期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域

| 都道府県名 | 地 域 |
|-------|--|
| 福島県 | 田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村 |

〔法 律〕

- 独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律 (一)
- 地方交付税法の一部を改正する法律 (二)

〔政 令〕

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (三六)

〔省 令〕

- 平成二十五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令 (総務六)
- 独立行政法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令 (文部科学七)
- 小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令 (国土交通一一)

〔告 示〕

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件(政治資金適正化委九)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件(法務六四)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同六五、六六)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同六七、六八)

○福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件(厚生労働三〇)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件(農林水産二四〇、二四一)

○農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件(同二四二)

○農業災害補償法第二百十條の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件の一部を改正する件(同二四三)

○農業災害補償法の規定に基づき、平成二十七年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十八年産のなつみかん及びびかんきつ類の果樹(うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く)の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件(同二四四)

○平成二十六年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件(同二四五)

○消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件(経済産業三一)

○指定試験機関から事務所所在地の変更の届出があった件(国土交通一三二)

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件(同一三三)

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示(海上保安庁一三)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

防衛省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

第二次食育推進基本計画の変更について(食育推進会議)

中国地方整備局公示(中国地方整備局)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、特定保険募集人の所在の確知等、行政手続法第十五条第三項の規定、建設業の営業の停止命令関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

八

○厚生労働省告示第三十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第八百三十三号、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) 第三百三十七号、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 第八十九号(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号) 第二十二号第一項(平成二十二年法律第十九号) 以下「児童手当法」)及び厚生年金特例法(平成二十二年法律第十九号) 以下「児童手当法一部改正法」という。附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)第二十二号第一項並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号) 以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。第二十二号第一項、第二十三号第一項及び第五項の規定により適用される児童手当法一部改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二号第一項を含む。の規定により厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例によることとされる場合又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号) 以下「厚生年金特例法」という。第二十八号第一項の規定により厚生年金保険法の規定の例によることとされる場合を含む。、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号) 第六十二号及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号) 以下「徴収法」という。第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号) 以下「整備法」という。第十九号第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号) 以下「石綿健康被害救済法」という。第三十八号第一項の規定により準用される場合を含む。の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第十一号及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百二十五号) 第三号第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する

納期限等を延長する件(平成二十三年厚生労働省告示第六十六号)において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法(平成二十二年法律第十九号) 第二十二号第一項の規定により適用される児童手当法一部改正法附則第十一号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十二号第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法一部改正法附則第十二号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法を含む。及び厚生年金特例法に基づき納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。)、事業主、当該地域に住所を有する事務所(所在地を有する船舶所有者(船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者)、当該地域に主たる事務所を有する厚生年金保険法附則第四条の第三項の規定による被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。))及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号) 附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所を有する事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二号第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づき申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づき申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの(以下「特定事務組合」という。))に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十日までとの間に到来するものについて、平成二十六年三月三十一日とする。

平成二十六年二月十七日
厚生労働大臣 田村 憲久

| | |
|---|-------|
| 福島県 | 都道府県名 |
| 田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡楡葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡飯館村 | 地域 |

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長

「福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年3月24日付け職発0324第8号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成26年厚生労働省告示第30号）が告示された。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

- 1 福島県の一部市町村（別表参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る障害者雇用納付金」という。）の延長後の納付期限等は、平成23年3月11日から平成26年3月30日までにその期限が到来するものについて、平成26年3月31日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により期日を指定して当該期限を延長するものであること。
- 2 本件期限到来後は、当該地域に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の2の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて1の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主等に対して適切な対応をすること。

別表

○平成26年3月31日を延長後の納付期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域

| 都道府県名 | 地 域 |
|-------|--|
| 福島県 | 田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村 |